



2025年 4 月 1 日

各 位

会社名 三和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高山 靖司
コード番号 5929 東証プライム市場
問合せ先 総務部長 元木 崇延
TEL 03-3346-3039

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年 4 月 1 日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年 4 月28日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 25,030株
(3) 処分価額	1株につき 4,769 円
(4) 処分価額の総額	119,368,070円
(5) 割当予定先	当社子会社の取締役 5名 11,028株 当社子会社の執行役員 11名 14,002株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2025 年 4 月 1 日開催の取締役会の決議により、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るため、当社子会社である三和シャッター工業株式会社（以下「三和シャッター工業」といいます。）の取締役及び執行役員のモチベーションを高めるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めること等を目的として、同社の取締役会決議に基づき所定の要件を満たす同社の取締役 5 名及び執行役員 11 名（以下あわせて「割当対象者」といいます。）に対して同社に対する金銭報酬債権合計金 119,368,070 円を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資の目的として（募集株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 4,769 円）、本自己株式処分として当社の普通株式 25,030 株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議いたしました。本割当株式には、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、譲渡制限を設けることとし、その期間を当社の取締役会が定める一定の期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）で設定いたしました。

割当対象者は、支給された金銭（報酬）債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分

に伴い、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てることとなります。

《譲渡制限付株式割当契約の概要》

当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

割当対象者は、2025年４月28日（払込期日）から当社または三和シャッター工業の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

割当対象者が、2025年４月28日（払込期日）から2026年７月１日が到来した時点までの間（以下「本役務提供等期間」といい、このうち払込期日から2026年３月31日までの間を役務提供期間とします。）、継続して当社または三和シャッター工業の取締役または執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が本役務提供等期間において、死亡、任期満了、辞任その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社または三和シャッター工業の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年４月から当該喪失の日を含む月（ただし、当該喪失日が15日より前の場合は前月。）までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他本割当契約に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

３．払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年３月31日（取締役会決議日の前営業日）

の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である4,769円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上